

論 説

手形交換所における手形の呈示の効力・増補

浅 木 慎 一

はしがき

私は、先に公表した同表題の論稿（金融法事務情1231号20頁以下、平成元年9月）において、高度に機械化、コンピュータ化が進展したわが国の今日の手形交換実務をふまえ、手形交換所における手形の呈示の効力の再検討を試みた。

しかし、先の論稿は、紙幅の関係上、手形法38条2項の考察およびいわゆる交換呈示の効力を否定したことにともなう法的諸問題の検討等につき、必ずしも十分なものであったとは言い難い。そこで、改めて本稿によって先の論稿を補うことにしたい。

本稿中、第一章、第二章第二節の一部、第三章第二節の一部および第四章のほとんどの部分は、ほぼ先の論稿と重複する。それ以外については、新たに加筆を行なったものである。

目 次

第一章 緒言

第二章 交換呈示の効力——従来の議論

第一節 手形法制定以前

第二節 手形法38条2項の考察

第三章 東京手形交換所の交換手続と若干の疑問点

第一節 東京手形交換所交換手続

第二節 疑問点の指摘

第四章 交換呈示の効力の再検討

第一節 手形法38条2項の政策的意義

第二節 呈示の時期を画する意義

第三節 新たな指標の設定

第五章 残された法的諸問題の解決

第一節 当座預金の差押と交換持帰手形の引落との優劣

第二節 交換手形の滅失、毀損と銀行の責任

第一章 緒言

わが国で流通している手形は、事実上すべてに支払場所として銀行の店舗が記載されている。これらの手形は、通常、所持人の取引銀行によって取り立てられるわけであるが、その際、手形の支払呈示は、手形交換所において、いわゆる交換呈示によってなされるものとされてきた。

手形法38条2項は、明文をもって、手形交換所における為替手形の呈示が支払のための呈示たる効力を有すると定めており、同条項は、同法77条1項3号により、約束手形に準用されている。わが国における手形交換実務の歴史は、もちろん現行手形法よりも長いわけであるが、現行手形法制定に際しては、上の条文は、交換実務の慣行を是認するものとして好意的に受け止められたようである。

しかし、今日の手形交換所における交換手続は、手形法制定当時とは大幅にその内容を異にしている。すなわち、手形交換高の激増および交換参加地域の拡大等により、円滑な実務処理を図るべく、事務の機械化が急速に進展した。これにともない、夜間交換制度の採用、いわゆるMICR (Magnetic Ink Character Recognition) 方式の採用など、当時には考えられなかった制度の整備が進んでいる。とくに、東京手形交換所は、昭和46年7月以降、ソーター・コンピュータを利用した新交換方式を実施し、交換事務に関しては、世界的に観ても最先端を歩んでいるといえよう。

このように、近時大きな変化を経た実務の状況の中で、手形の交換呈示の効力に関する旧来の見解は、今なおその意義を変えることなく通用するものであろうか。本稿は、今日の実務をふまえ、手形交換所における手形の支払呈示の効力を再検討しようとするものである。

第二章 交換呈示の効力——従来の議論

第一節 手形法制定以前

現行手形法制定前、明治44年改正商法533条ノ3は、「小切手ノ所持人カ支払人ノ加入シタル手形交換所ニ小切手ヲ提出シタルトキハ支払地ニ於テ支払ヲ求め之ヲ呈示シタルト同一ノ効力ヲ有ス」と規定し、小切手についてのみ、手形交換所における呈示の効力を認め、手形に関しては、同様の定めを設けていなかった。

それにもかかわらず、手形は、小切手と同様に手形交換所における交換手続に付されていたのであり、支払拒絶証書作成免除手形が不渡となった場合、手形を交換から持ち帰った銀行がこれに不渡付箋をつけることをもって、呈示の証明とするとの慣行が確立されていた。¹⁾

かかる時代に、手形交換所における手形の呈示の効力が争点となった判決がある。大阪地裁大正5年11月28日判決（新聞1218号21頁）がそれである。

Xは、訴外A銀行大阪支店を支払場所とする為替手形を振り出し、自ら引受をして、受取人Bに交付した。手形は、BからCへ、CからY銀行へと裏書がなされた。Y銀行は当該手形を大阪手形交換所に持ち出したが、A銀行は、「引取なし」の理由でこれを不渡にした。これを受けてY銀行は、大阪手形交換所にXの不渡届を提出した。Xは、Y銀行の不渡届の提出が不当であり、これによって信用を失墜したとして、Y銀行に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求したものである。

Xは、Y銀行の不渡届の提出が不当であるとして、さまざまな主張をなしているが、ここでは、手形交換所における手形の呈示の効力に関する主張のみを取り上げる。Xは、以下のように主張した。すなわち、当該手形をYが交換所に持ち出したのは、支払場所として指定されたA銀行大阪支店において支払を求めるためになされるべき適法の呈示にあたらぬというものである。これに対してYは、手形交換所における手形の呈示は、適法な支払呈示に相当するも

1) 竹内恒吉・新手形法（昭和7年）307頁。

のであると主張した。

本件につき、裁判所は以下のように判示している。

「(大阪) 交換所の契約によれば同所に対し交換の為提出したる手形に付ては交換差引計算行はれたる後同所に出張せる右手形の支払方銀行即支払場所と指定せられたる銀行の代理者は該手形をば其銀行に持帰り調査の上若し手形の振出人又は引受人と取引なく又は取引あるも預金の不足其他の事由に依り支払を拒絶するものなるときは一定の時間内に該手形の提出銀行に対し右支払拒絶の旨を告知して該手形を返還するの手續を履行するものなること並に右支払方銀行出張員が交換所に於て受取りたる手形を其所属銀行に持ち帰り其支払をなすべきや否やを調査するは即ち之れ手形提出銀行のために其手形を仕払場所なる自己の銀行に於て振出人又は引受人に対し呈示するの手續を行ふものと看做し得ること実に明かなり、故に本件手形に付てもA銀行大阪支店の出張員は同交換所に於てY銀行より有手形を受取り之を自宅に持ち帰りYの代理者として該手形を其支払場所たる同店に於て支払を求むるため呈示するの手續を履踐したるものと認めざるべからず」。

上に示したところによれば、この判決は、手形交換所における手形の呈示を有効な支払呈示とみなすものとは言い難いのではなからうか。手形の呈示の効力は、あくまでもその支払場所たる銀行の店舗に手形が物理的に交付された時に生じるものと解されているようである。それゆえ、支払銀行ないし当該銀行の交換方行員は、交換所において手形を受領した後、これを支払場所たる支払店舗に呈示するまでの間、持出銀行の代理人となると解されている。

この事件は、結局はY勝訴となったものであるが、本判決は、手形交換に付された手形が、交換所において呈示されるものではなく、交換所を単に經由して、最終的には本来の支払場所たる銀行店舗において呈示されるものであるとの構成をとったものと評価しうる。

第二節 手形法38条2項の考察

昭和7年に制定された現行手形法は、38条2項において、手形交換所におけ

る手形の呈示に支払呈示としての効力を認めた。当時の同条項に関する政府説明によれば、「第二項は現行法は小切手に付てのみ認むる手形交換所に於ける呈示の規定にして、実際の便宜に基づき為替手形に付ても手形交換所に於ける呈示は支払の呈示たる効力を有するものとせり²⁾」と記されている。いかなる施設をもって手形交換所と認めるかについては、統一法制定条約によって各国に委ねられた。³⁾

手形法38条2項に関して、同条項は、手形の支払呈示が本来これに指定された支払場所ではなされるべきであるのに対し、手形交換所という場所においてなした呈示の効力を認めた場所的な特則であり、手形交換所をもって法定の支払場所とするものであると解する立場がある。⁴⁾

これに対して、わが国の従来多数説は次のように述べる。手形の支払呈示は、所持人と被呈示者との合意さえあれば、支払をなすべき本来の場所以外においても、有効にこれをなしうるのは当然であり、これを否定すべき理由はない。その点から言えば、手形交換所における手形の呈示は、参加銀行の合意に基づく交換所規則によるものであるから、すなわち包括的な合意に基づいて定めた場所における呈示にはかならない。したがって、手形交換所における手形の呈示は、合意上の場所における呈示として、当然に有効なものである。この意味で手形法38条2項の規定は、明確を期するないしは疑義をさけるという意味を有するにすぎない。⁵⁾ それゆえ、法務大臣の指定を受けていない、いわゆる未指定手形交換所における手形の呈示にも、そこが手形交換所の実質を有することが当事者において立証されるかぎり、支払呈示たる効力があるものとされている。⁶⁾

2) 政府説明纂輯・改正手形法解説（昭和7年）43頁。

3) 同前43-44頁。

4) 伊澤孝平「昭和9年民事判例の回顧・商法（保険・手形法）」法学4巻8号（昭和10年）117頁、納富義光・手形法小切手法論（昭和16年）165頁。

5) 竹田省「手形交換所に於ける手形及び小切手の呈示」民商法雑誌1巻1号（昭和10年）6-7頁、西原寛一・手形交換法論（昭和17年）19頁、鈴木竹雄・手形法・小切手法（昭和32年）380頁、北澤正啓「手形交換」手形法・小切手法講座第4巻（昭和40年）226頁、大隅健一郎＝河本一郎・注釈手形法・小切手法（昭和52年）295頁、神崎克郎「手形交換」金融取引法大系第2巻（昭和58年）210頁。

6) 服部栄三・為替・手形交換（入門銀行取引法講座第2巻）（昭和44年）224頁、田中

すなわち、交換呈示とは、一般的に言えば、交換所の参加銀行間（所持人と被呈示者）の集团的合意によって、手形の店頭呈示を排除し、呈示の場所を各銀行店舗から手形交換所に変更したものと解されているわけである。⁷⁾

もっとも、手形の支払呈示は、当事者の合意があれば、支払地内におけるその合意の場所で呈示することができると解する立場⁸⁾に立てば、手形交換所が支払地外に立地する場合には、手形法38条2項の規定が存在しないかぎり、たとえば東京⁹⁾など大都市部の交換所における呈示の有効性に疑義が生じよう。そうとすれば、38条2項は、交換所が支払地内にあると否とを問わず、同所における呈示が有効なものである¹⁰⁾と規定した点に意義があることになる。

しかし、同条項の解釈として、どのような手形であろうとも、支払呈示期間内に手形交換所において呈示がありされれば、すべて有効な支払呈示になるというものではない。手形交換所における呈示が支払のための呈示たる効力を有するという意味は、手形交換所をもって手形呈示の相手方としたものではなく、¹¹⁾あくまでもその交換所において手形を交付されて持ち帰る銀行に対する呈示として効力を有するという意味である。¹²⁾したがって、手形の呈示は、支払場所として指定されている銀行がその呈示を受ける適格を有すると認められている手形交換所においてなされなければならないであろう。

上のように解すれば、わが国においては、支払場所として銀行の店舗の記載がない手形については、手形法38条2項の適用はないものと考えられる。それゆえ、支払場所の記載があるがどうかを問わず、手形交換所における呈示が支払呈示としての効力を有する¹³⁾と解するのは、疑問である。

誠二・新版銀行取引法（3全訂版）（昭和59年）296頁、西原・注（5）前掲26-27頁、北澤・注（5）前掲 248頁。

7) 高窪利一・現代手形・小切手法（昭和54年）210頁。

8) 鈴木・注（5）前掲 278頁。

9) 東京手形交換所は、東京都千代田区に立地するが、交換地域は、東京都内のほか、隣接3県の周辺地域をも含む首都圏を広く覆っている。

10) 大隅健一郎＝戸田修三＝河本一郎編・判例コンメンタール商法Ⅱ（手形法小切手法）（昭和52年）452頁。

11) 伊澤・注（4）前掲 117頁。

12) 後藤篤夫「判例手法形交換」銀行研究13巻3号（昭和11年）65頁。

13) 服部栄三・手形・小切手法綱要（昭和53年）109頁。

手形交換所参加銀行であって、交換所に届け出た交換参加店を支払場所とする手形が正当に交換所に持ち出されたにもかかわらず、支払銀行が当日の交換に欠席した場合、それでもなお手形法38条2項に従って、有効な支払呈示があったものとして扱いうるのであろうか。

往時においては、昭和2年（現行法制定前）の金融恐慌に際し、支払銀行の交換方が手形交換に欠席するという事態が生じ、手形交換所が小切手の支払拒絶証明を行なった例があるようであるが、¹⁴⁾手形に関する当時の取扱いの資料は、調べたかぎりでは見出せない。手形交換所における小切手の呈示も、交換所に対してではなく、支払銀行に対する呈示という意味で有効であると解せば、手形交換所のなした上の小切手の支払拒絶証明は、手形交換所が、欠席した支払銀行に代理して小切手の呈示を受け、この呈示に基づいて支払拒絶の事実を証明したものと捉えることができる。¹⁵⁾そうとすれば、交換所における手形の呈示についても同様に、交換所は、欠席した支払銀行に代理して有効な手形の支払呈示を受けることができるものと解しうるのであろう。不測の事態には、参加銀行は、かかる権限を手形交換所に付与することを予定しているものと考えられる。¹⁶⁾

もっとも、現行実務上は、交換所規則において、¹⁷⁾または交換所の理事会決議

14) 井上俊雄「手形交換制度の沿革と現状」金融法務事情 980号（昭和54年）74頁。

15) 現行小切手法39条3号の交換所の宣言という規定の趣旨も、同様に考えることができよう。

16) 昭和29年秋、東京手形交換所において、参加銀行たる山梨中央銀行が、行員のストライキのため交換方の出席が不可能となったことがある。この時、東京手形交換所は、同銀行扱いの手形の交換事務の代行につき、理事会総会決議に基づく非常措置を適用している。このうち、支払呈示に関する主要な措置としては、手形交換所が同行の事務を代行するとともに、同行のストの発展如何によっては、小切手法39条等の規定を参照し、交換に付された同行の手形に、「支払呈示を行ったがストの為支払を受けなかった」旨の付箋を付して返却することとするという体制を敷いたようである。上の措置は、東京手形交換所が、山梨中央銀行に代理して、手形の支払呈示を受けようとしたものと考えられよう。

同措置の申し合わせの概要については、金融法務事情51号（昭和29年）11頁に掲載の記事を参照。

17) たとえば、大阪手形交換所規則27条、横浜手形交換所規則25条。

に基づいて、¹⁸⁾ 当日交換に出席した加盟銀行は交換方の出席不能銀行宛の手形を交換に持ち出すことができないとの取決めがなされている例が多いようである。すなわち、交換所に対する欠席銀行の代理権付与を排除しているわけである。もちろん、この場合、例外的に店頭呈示をなすことは可能である。¹⁹⁾

手形法38条2項に関する従来の議論を拾ってきたが、およそ以上のようなものである。いずれにせよ、わが国においては、手形法制定以降、手形交換所における手形の支払呈示の効力に関して、同法38条2項の明文の規定が明確を期しているところから、議論の生じる余地がないものとされてきた。また、実務においても、上の規定の効力を当然のこととして、交換手続がなされてきたものと言いうるのである。

しかし、38条2項は、交換手続が手作業に基づく伝統的な立会交換方式でなされていた時代の立法であり、同条項に関する従来の見解も、同様に立会交換方式を前提とするものであった。すなわち、交換地域にある銀行が、相互に取り立てるべき手形を、支払呈示期間内に、各銀行の交換方をして手形交換所に持参せしめ、その場所で相互に呈示、交換して、その交換差額を授受するという方式にのっとるものである。

わが国で流通する手形は、事実上すべてが確定日払であるといつてよい。したがって、支払呈示をなすべき日は、原則として券面に記載された支払期日であり、これに次ぐ2取引日が支払呈示期間に含められる。交換呈示が支払呈示としての効力を有するのは、当然に上の支払呈示期間の交換呈示に限ってのことである。それゆえ、伝統的な立会交換方式のもとでは、その日が銀行営業日であるかぎり、持出銀行は、適法な支払呈示をなすために、手形の支払期日当日の朝、この日を交換日とする手形交換に当該手形を持ち出すか、あるいは、遅くとも支払期日に次ぐ2取引日以内の交換日の朝に、これを持ち出すという手続をとっていた。

18) たとえば、小樽手形交換所昭和60年11月28日理事会決議「緊急事態発生時における手形交換手続の取扱要領」。

19) 井上俊雄「手形・小切手の支払呈示」手形研究 413号（昭和63年）415頁。

しかし、このような伝統的な立会交換方式が、近時、変わりつつあるわけである。

第三章 東京手形交換所の交換手続と若干の疑問点

東京手形交換所は、その規模および扱い高においてわが国最大を誇り、手形取引にとって重要な地位を占める交換所である。²⁰⁾ 同交換所は、昭和46年からソーター・コンピュータを利用した新交換方式を完全実施し、明治20年12月以来続いてきた立会交換方式に終止符を打っている。²¹⁾ このような、同交換所の重要性、先進性に鑑み、以下では、同交換所における手続をふまえて、立会交換方式を脱却した交換所における、手形の呈示の今日の効力を考察してみよう。

第一節 東京手形交換所交換手続

まず、現在の東京手形交換所の交換手続を要約してみよう。²²⁾

〔本交換手続〕

(1)金融機関共同コードの印字があり、MICR方式によって金額印字をした手形(約束手形は、用紙調製段階で共同コードが印刷済であり、為替手形は、持出銀行が集中保管しているものについては、持出銀行で印字しうる)は、交換所分類手形と称され、相手銀行別に分類されることなく、そのまま300枚ないし500枚のバッチ(束)にまとめられる。

(2)上のバッチは、持出明細表、交換所分類手形持出票、交換所分類手形補助持出票とともに、交換日の前営業日午後4時30分から同日夜間(平常日午後9

20) 日本銀行の統計によれば、平成元年1月から同年6月に至る6カ月間の、わが国の全国手形交換所における交換高は、枚数にして、約1億8,632万枚、金額にして、約2,129兆6,296億円に上る。うち、東京手形交換所扱いのものは、枚数約6,885万枚、金額約1,783兆5,897億円である(日本銀行調査統計局編・経済統計月報509号(平成元年)93頁による)。すなわち、この間、わが国における交換証券の、枚数にして約36.95%、金額にして約83.75%が、東京手形交換所で扱われたことになる。

21) 井上俊雄・手形交換(新銀行実務総合講座第5巻)(昭和62年)84頁。

22) 同前85-100頁の記述を参照しつつ、手続きを要約する。

時、月末前日午後9時30分、月末日午後10時30分)までに、手形交換所に持ち出される。

(3)コードの印字がない等、機械処理不能の手形は、銀行分類手形と称され、相手銀行別に分類された後、交換日の前営業日から交換日当日の午前8時までの持出が可能である。ただし、交換所に対する銀行分類手形の計数報告は、前営業日中に終了しなければならない。

(4)手形交換所は、受領した交換所分類手形をソーター・コンピュータ処理し、加盟銀行別(支払銀行別)に分類するとともに、翌営業日を交換日とする交換所分類手形の持帰明細表、交換総計票、交換尻振替請求書等を作成する。この際、銀行分類手形の計数も合せて入力される。

(5)上の処理を経て、1バッチ最高350枚程度にまとめられた交換所分類手形および諸表は、加盟銀行別のロッカーに収納保管される。これらの作業は、交換所の閉扉時間たる持出日の翌日午前0時までには終了する。

(6)加盟銀行は、交換日の午前8時から午前9時30分の間に、手形交換所の金庫室内にある自行ロッカーから手形を持ち帰る。ただし、希望する銀行に対しては、手形の早持帰が認められている。

(7)交換尻の決済は、毎交換日に、日本銀行にある加盟銀行の当座勘定の貸借振替によってなされる。

〔夜間(準備)交換手続〕

加盟銀行のうち、過去1年間の交換枚数が、持出、持帰のいずれか一方において全交換枚数の1パーセント以上を占める銀行であって、理事会の承認を得た銀行が参加しうる。

夜間交換銀行と他の加盟銀行との間における手形の授受は、先の交換所分類手形および銀行分類手形の交換手続によるが、夜間交換銀行相互間の交換手続は、以下による。

(1)持出銀行は、夜間交換手形を支払銀行別に分類し、コードの印字のある手形およびその他の手形別にバッチ単位に区分したうえで、所定の帳票を添付し、交換袋に封入する。

(2)夜間交換手形の受渡しは、交換日の前営業日の夜（平常日午後9時、月末前日午後9時30分、末日午後10時30分）に行なう。相手銀行が出席しておれば、この時間より前に受け渡すことも可能である。

(3)持出手形の合計額は、相手銀行別の銀行分類手形の一部として、持出合計票記載計数に含められ、翌日の交換決済の一部として計数処理がなされる。

〔月末期日手形準備交換手続〕

月末日を交換期日とする手形につき、交換事務の平準化を図るべく、支払期日の数営業日前に手形の受渡しを行ない、準備交換高を本来の交換日の交換に組み入れて決済を行なうものである。

交換日の3営業日前の午前8時から午前9時30分までが持出時間となる。交換所分類手形に準じて持ち出された機械処理可能な手形は、当日中にソーター・コンピュータ処理により、持帰銀行別に分類、集計をなし、各持帰銀行の交換所分類手形用ロッカーに格納される。持帰は、交換決済日の3営業日前の午後4時30分から午後9時までの間に、自行のロッカーから持ち帰ることによってなされる。

第二節 疑問点の指摘

言うまでもなく、手形の交換手続は、手形自体の授受と手形金額の授受からなる手続であって、両者が一体として「手形交換」と称されているわけである。前者は、支払を受けるための手続であり、後者は、計算手続である。支払を受けるための手続とは、すなわち手形の支払呈示にはかならない。

わが国においては、手形交換実務が開始された当時から、近時に至るまで両手続は同一営業日すなわち交換日に行なわれていたものであり、通常は、支払呈示期間と手形自体の授受が現実になされる日との間に不一致が生じることはなかった。これに対して、現在の手続によれば、手形自体の授受と手形金額の授受は必ずしも同一営業日になされるものではなく、手形自体の授受手続が、必ずしも支払呈示期間と一致してなされるものではなく、なっているとはいえないであろうか。

手形法38条2項は、1項を受けての規定であるから、繰り返し述べるように、交換所における呈示が支払呈示たる効力を有するのは、1項の支払呈示期間内における呈示の場合のみである。満期前、正確には「支払をなすべき日」の前になされた呈示は、いずこでなされても、当然に支払呈示としての効力を持たない。²³⁾

ところで、先の手続によれば、とくに月末期日手形準備交換に付された手形は、決して手形の支払呈示期間に一致して授受されることはない。夜間交換手形も、多くは事実上、支払呈示期間前の授受となるであろう。さらに、本交換手続に関しても、交換所規則44条2項に基づき、交換枚数の多い銀行は、交換日の前営業日の夜間午後9時30分から11時30分頃にかけて手形を持ち帰っているのであるから、²⁴⁾かかる手形の多くは、支払呈示期間前にその授受が完了していると言いうるであろう。

主たる手続たる本交換において、本交換手形は、原則として、交換日の朝に持ち帰られる。しかし、これらの手形は、交換日の前営業日中に、すでに加盟銀行別に持帰銀行（支払銀行）のロッカーに収納されており、持出銀行の交換方から持帰銀行の交換方への物理的な交付をとまわらない。交換所規則44条1項は、支払銀行が「自行のロッカーから手形を持帰るものとする」と規定しており、ロッカーの開閉は、所定の手続（交換所細則54条）により、支払銀行自らが行なうものである。以上に鑑みれば、この収納ロッカーは、支払銀行が交換所から貸与されている施設であり、ロッカー内の収納物は、支払銀行に占有権があるものと解せられる。すなわち、本交換手形は、ロッカーへの収納以降、支払銀行の占有下に置かれるわけである。そうとすれば、持出銀行から持帰銀行への手形の授受は、交換手形が持帰銀行のロッカーへ収納された時点で完了するものとみなしうる。ロッカーへの収納は、必ず交換所の閉扉時間前に行なわれるから、支払銀行は、手形交換所において、多くは支払期日前に手形の受領を終えているということになる。²⁵⁾

23) 木内宜彦・手形法小切手法（第2版）（昭和57年）245頁、服部・注（13）前掲 108頁。

24) 東京銀行協会編・新手形交換所規則の解説（昭和57年）72頁。

25) 手形交換所が、本交換手形を分類して持帰銀行のロッカーへ収納する行為に関して、

東京以外の手形交換所においても、夜間交換、あるいは、10日、20日等の支払期日手形についての準備交換は広く実施されており、²⁶⁾ 今後、わが国の手形交換所において、手形自体の授受と手形金額の授受とが、必ずしも同一営業日に行なわれるものでなくなるという傾向は、次第に顕著になるものと思われる。

結局、東京手形交換所の現行手続によれば、手形自体の授受は、確かに今なお手形交換所においてなされている。しかし、交換手形は、その多くが、支払呈示をなすべき日以前に、支払銀行に引き渡されているのである。このような現行手続のもとで、手形法38条2項は、今なおその存在意義を有するのであるか。

第四章 交換呈示の効力の再検討

第一節 手形法38条2項の政策的意義

手形交換所における手形の呈示に支払呈示たる効力を認めるという手形法38条2項の実際的意義については、一般に、以下のように言いうるであろう。

わが国においては、先に述べたように、当初、小切手に関してのみ、この種の規定が設けられていた。小切手に関して、同旨の規定が設けられたのは、小切手の場合には呈示期間が短いため、それが呈示期間の最終日に手形交換所に持ち出されることが少なくなく、したがって、手形交換所における呈示に支払呈示の効力を認めないとすれば、不渡になった場合に、適法の期間内に正式の呈示をなす余裕がないことになり、遡求権が失なわれる危険があるためであった。²⁷⁾

交換所と持帰銀行との間に呈示行為を委任する黙示の契約があると解し、持出銀行から呈示を委任された手形交換所が持帰銀行に手形の呈示を再委任するのでであると構成する見解があるが（大出義昭「手形交換制度と今後の課題」金融法務事情 602号（昭和46年）32頁）、かかる契約を擬制せず、手形交換所は、単に、持出銀行から持帰銀行への手形の占有移転のための事務処理を行なっているにすぎないと見るのが素直であると考えらる。

26) 井上・注(21) 前掲 103頁。

27) 西原・注(5) 前掲18頁、北澤・注(5) 前掲 247頁。

通信、交通、運送等の手段が必ずしも満足に整備されておらず、かつ、銀行の店舗網や手形交換所網が未発達であった時代には、取立業務に関して、上のような事態を考慮しなければならなかったのは、無理からぬことであったと考えられる。

手形についても同様のことが言えるであろう。かかる時代において、取立のために手形を受け入れた銀行にとって、手形の支払期日の管理（機械化が進展していない状況下）、支払地にあてた発送（銀行間の通信網、店舗網の整備が不十分であり、国内の交通、運送体系が未成熟な状況下）、手形交換所への持出（交換所網自体もきめ細かいものではない状況下）、といった一連の手続を実行するということは、きわめて多大な負担であったと思われる。したがって、取立銀行にとっては、取立のために受け入れた手形を、支払呈示期間内にかろうじて手形交換所に持ち出すのが、いわば精いっぱいであったと考えられる。しかも、不渡が生じた場合には、貧弱な通信、交通、運送手段によって、取立依頼人に対する連絡や不渡手形の返還を実施する必要があったわけである。このような状況下では、小切手法と同様に、手形法38条2項を設ける実質的意義が大きかったと考えられよう。

現行手形法施行（昭和9年1月1日）以来、すでに半世紀を超える歳月を経た。この間、わが国における通信、交通、運送手段の発達には刮目すべきものがある。加えて、きめ細かな銀行店舗網の充実がなされ、さらに手形交換所の数は、第二次大戦終了時にわずか56カ所であったものが、昭和62年3月末現在、全国に184カ所を数えるほどに急増した。²⁸⁾これらはすべて、銀行の手形取立業務の円滑化に資するものであった。この上に、銀行業務の機械化の進展が、手形の取立業務にも大きな変化をもたらすことになった。コンピュータによる取立手形の情報管理が可能になったことにともない、手形量の増大にもかかわらず、とくに手形の支払期日の管理、持出店舗にあてた迅速な送付等がきわめて容易に行なえるようになった。

上のような変化を経て、今日では、たとえ支払期日以前であっても、容易に

28) 井上・注(21)前掲11頁。

大量の手形を交換所において授受しうる環境が整ったわけである。すなわち、交換手形自体の授受手続と手形金授受のための計算手続とを分離して進めることが可能になり、前者の手続は後者の手続よりもかなり前に、時間的余裕をもってなされることになった。支払銀行にとっても、あらかじめ交換手形を受領することは、自行の当座勘定事務処理の円滑化という恩恵をもたらすことになった。このため、前者の手続と後者の手続とが、手形交換所において同一営業日に一括してなされなければならないという環境は崩れ去ってしまったのである。

結局、手形交換手続が、上のような環境の変化にもなあって、いっそう合理化されてきたわが国においては、もはや手形法38条2項の規定は、少なくとも立法当初の政策上の使命を終え、この側面から観れば、その実質的な存在意義を失いつつあると断言するであろう。

第二節 呈示の時期を画する意義

手形の取立が、事実上、すべて手形交換制度を利用してなされてきたという状況の下で、今日まで手形法38条2項が果たしてきたもうひとつの役割として考えられるのが、一連の手形交換手続の中で、どの時点で手形の呈示があったのかを決定する役割、すなわち、客観的に手形の支払呈示時期を画するという役割である。

手形の支払呈示があった時点を客観的に画することは、とくに銀行にとって、次のような意義がある。

まず、持帰銀行（支払銀行）からの観点。手形は呈示証券であるから、有効な支払呈示がないかぎり、当座勘定契約上、支払銀行は、当然にこれを支払ってはならない。すなわち、支払銀行は、手形の支払呈示がないかぎり、手形金の支払を当座取引先の計算に帰せしめることができないわけである。したがって、手形の支払呈示の時期は、支払銀行が、当座勘定契約上、当座取引先の当座預金の引落を正当に権限づけられる時点を決定する指標として、用いられることになる。

これに関連して、上の時点は、支払銀行と当座取引先のみならず、当座預金

を差し押さえた差押債権者にとっても、重要な利害関係を有する。すなわち、上の時点は、当座取引先の当座預金に対する差押がなされた場合に、手形の支払銀行が、交換持戻手形の引落と当該差押命令のいずれを優先して取り扱うべきかという問題の解決に大きくかかわってくると思われるからである。

次に手形の持出銀行から見た場合、呈示の時点は、取立依頼人に対する受任義務の履行、不履行を決する分水嶺となる。持出銀行は、取立依頼人との手形の取立委任契約の中心的な内容として、取立代り金を受け取る前提手続たる手形の有効な支払呈示をなす義務を負っているが、とくにこの義務の履行に関し、取立手形が交換手続中に滅失、毀損したことによって、取立依頼人に損害が生じた場合、当該滅失、毀損が呈示前に生じたのか呈示後に生じたのかによって、持出銀行の損害賠償義務の存否が左右されることになる。

このような法的諸問題が存在する以上、手形の呈示の効力の発生時期は、客観的かつ明確に確定されなければならないわけである。その意味で、手形法38条2項は、手形交換の一連の手続の中で、交換所における参加銀行間の手形の相互授受があった時点をもって、手形の支払呈示の効力が発生すると認めることによって、客観的かつ明確な指標を提供していたものといえよう。

上の指標は、一連の手形交換手続が一営業日、しかも多くは支払期日のうちに開始され、その日のうちに完結するという時代にあっては、容易に受け入れられるものであったろう。しかし、今日の手続にあってはどうかであろうか。今日わが国における手形交換手続は、事実上、手形の支払期日の数日前に開始され、交換日における計算手続の終了によって完結するという形に変わってきている。すなわち、今日の交換手続は、以前と異なり、実質的な開始時間が交換日よりも前に向けて伸張され、それにともない、手形の授受手続の態様も、数日にまたがって多様化しつつあるわけである。ここに至って、すべての交換手形について一律に、手形交換所における相互の手形交付の時期をもって支払呈示の効力の発生時期とするという考え方は、もはやかつての客観性、明確性を失っているといえよう。支払期日前に授受される手形をも含めて、すべて上の指標で判断することは、とうてい不可能といえるからである。

したがって、今日の手続のもとでは、手形法38条2項は、先に挙げた法的諸問題を解決する拠り所となりえず、そのために、手形呈示の効力発生時期を画する新たな指標が必要となっているといえる。

第三節 新たな指標の設定

ここまでの検討により、手形法38条2項は、立法当初の政策的意義および銀行取引法上の諸問題の解決の拠り所としての呈示の時期を画する意義のいずれの側面からも、近時の交換手続の中では、その実質的な存在意義を失いつつあると結論しうる。

もちろん、実質的意義を有さないからといって、明文の規定である同条項の存在自体を否定できるものではない。しかし、少なくとも、今日の交換手続においては、多くの交換手形が、同条項の適用要件を欠くのではないかと、この指摘は可能であろう。繰り返し述べるように、交換手続の開始時点が交換日より前に伸張されることによって、交換所における手形の授受が、多くは支払期日前になされるからである。

今日の交換手続に同条項の適用がないとすれば、交換手続の中で、手形の支払呈示の効力は、どの時点で生じるのであろうか。

言うまでもなく、呈示の効力の発生時期は、客観的かつ明確に決定されなければならない。先に述べたように、この時点は、取立依頼人（手形所持人）、持出銀行（取立銀行）、持帰銀行（支払銀行）、当座取引先（手形債務者）、当座預金の差押債権者等の権利義務の判定に大きくかかわるものといえるからである。

時間的にいえば、上の時点は、当然に手形の支払呈示期間内のいずれかに設定されなければならない。これは、手形交換日中のある時点ということになる。

その時点は、場所の問題を検討することによって決せられるであろう。原則に立ち帰れば、手形の支払呈示は、手形に記載された支払場所または所持人と被呈示者との合意の場所においてなされるということになる。しかし、今日の手形交換手続において、従来の手形交換所という場所に代わる参加銀行間の合意の場所というものが、措定しうるであろうか。交換日の手形交換所開扉時に

において、以前ならば必ずこの後に手形交換所を経由していたはずの交換手形は、今日、さまざまな場所に散在している。もちろん前日中から引き続いて交換所の収納ロッカーに留め置かれたもの、あるいは、開扉時以降に交換所に持ち出されるものが存在する。夜間交換参加銀行を支払場所とする手形は、早ければ前日中に支払店舗に到着している。本交換手形のうち、早持帰を行なっている銀行では、前日中に交換母店または支払店舗に到着していたり、移送途上のものである。このような状況では、交換日において一律に、参加銀行間の合意の場所を指定するのは、とうてい不可能である。このような指定ができない以上、手形の支払呈示は、手形に記載された支払場所すなわち支払銀行の店舗においてなされることになる。

結局、今日の交換手続の中で、手形の支払呈示の効力は、交換日における交換手形の支払店舗への到達時に生じると結論づけられる。かりに支払期日前に手形が支払店舗に持ち込まれておれば、商法 520条の規定の趣旨に鑑み、支払期日の営業開始時刻に支払呈示があるものと扱いうるであろう。

第五章 残された法的諸問題の解決

ここまでの検討によって、今日の手形交換手続にあっては、手形の支払呈示の効力は、手形が支払銀行の支払店舗に到達した時点で生じるとの結論を得た。以下では、この指標に従って、当座預金の差押と交換持帰手形の引落の優劣の問題および交換手形の滅失、毀損の場合における銀行の責任に関する問題を考察することとする。

第一節 当座預金の差押と交換持帰手形の引落との優劣

当座取引先の当座預金に対する差押がなされた場合に、手形の支払銀行が、手形交換によって持ち帰った手形の引落と、当該差押のいずれを優先して取り扱うべきかという問題は、今なお実務上困難な課題のひとつとして残されている。差押を優先すれば、当該当座預金を引当てとする手形は、すべて不渡返還されるべきことになり、手形決済を優先すれば、差押命令の実効を期すことが

できない。したがって、手形所持人および差押債権者の利害調整が急務となってくるわけである。

この問題の解決に関しては、従来からさまざまな説が交錯し、まさに「定説なし」といった観がある。従来主張されてきた諸説のうち、以下のような説が有力なものである。

第一説。手形交換手続において、銀行は、授受された手形の実質的な瑕疵を調査することなく、とまずすべての手形について支払の効果を発生させることを義務づけられるわけであるから、個々の手形の支払の効果は、支払銀行がこのように義務づけられる時点、すなわち交換所における手形の授受の時点で発生すると説く。そして、交換所における手形の交付時と差押命令の送達時の先後により、決済と差押との優劣を決定する。²⁹⁾

これと同様の結論をとりつつ、以下のように解するものもある。当座預金残高減少の効力は、支払銀行が確定的に当座預金勘定を引き落としした時に生じると解されるが、差押との関係では、銀行は、交換決済に基づく立替払により当座取引先に対する求償権を取得し、これと当座預金債務との相殺によって差押に対抗しうる。かかる求償権の取得は、交換所における手形の呈示、すなわち交換所において手形が授受された時にその原因が生じるものである。³⁰⁾ この系譜に属する説として、交換所における手形授受の時点で、持帰銀行は、持出銀行に対する支払義務の負担と同時に、当座取引先に対する資金請求権を獲得するので、手形の授受以降の差押には、かかる請求権と当座預金債務との相殺をもって対抗しうる、³¹⁾ と解するものもある。

第二説。交換に付された個々の手形の決済時期は、原則として、手形交換自体の成立の時期に一致すると解し、手形交換の成立時期を、不渡を解除条件と

29) 西原寛一=加藤一郎他「当座預金の差押をめぐる」金融法務事情 273号（昭和36年）363頁〔水田耕一〕。

30) 吉原省三「当座預金の差押と交換持帰り手形の引落し」金融法務事情 483号（昭和42年）7頁。

31) 小西勝「手形交換と呈示・支払完了の時期」金融法務事情 689号（昭和48年）49頁。

しつつも、交換差額支払完了の時点に求める。すなわち、日銀における交換戻の貸借振替による決済時期をもって手形支払の時期とみるわけである。そして、交換戻の決済の時点と差押命令の送達の時点の先後によって、手形決済と差押との優劣を決定する。³²⁾

なお、手形支払の効力の発生時期は、第二説と同じく交換戻決済の時であると解しながら、差押との関係では、手形を支払店舗に持ち帰り、当座預金から資金を引き落とすという段階になった時に、当座預金勘定の減少を生じるから、勘定を引き落とすという段階となった時点と差押命令送達の時点との先後によって、両者の優劣を決定すると解する説もある。³³⁾

第三説。手形交換に基づく決済の終了と同時に、当座預金から手形金額が引き落とされ、当座勘定の減少を生じるものであると解し、手形交換決済の確定的な終了時期とは、不渡という解除条件が不成就に確定した時であって、それは、支払銀行が当座預金から手形金額を引き落とした時期に一致すると説く。したがって、持戻手形を預金から引き落とさない以上、差押時の預金残高全額について差押があったことになる。³⁴⁾

以上、従来からの諸説を概観したわけであるが、結論は異なるものの、そこに至る接近の方法は、ほぼ軌を一にしていると評価しうる。すなわち、手形交換の一連の手続の中で、手形の支払呈示の効力が交換所における手形授受をもって生じていることを当然の前提としつつ、残る計算手続の中で、手形の支払の効果がどの時点で生じるのかという点に着目している。そして、すでに呈示済となった交換持戻手形の支払の効力が生じた時点と差押命令の送達の時点とを比較し、その先後によって、手形決済と差押との優劣を決定しようとするものである。

32) 仲江利政「当座預金の差押と手形交換持戻り手形引落としの優劣」金融法務事情 541号(昭和44年) 20-21頁, 井上・注(19) 前掲43頁。西原=加藤他・注(29) 前掲359頁(西原寛一), 同 359頁(並木俊守), 同 361頁(村松俊夫)。

33) 西原=加藤他・注(29) 前掲 367頁(島谷六郎)。

34) 川田悦男「預金等の差押をめぐる問題点」金融法務事情1000号(昭和57年) 44頁, 西原=加藤他・注(29) 前掲 357頁(加藤一郎)。

しかし、手形呈示の効力は、手形交換所において生じるものであるとは言い難いのであるから、今日では、上の諸説の前提がすでに崩れているといえよう。

手形が呈示証券たることに鑑みれば、支払銀行が手形金額を当座取引先の当座勘定から引き落とすことができるのは、理論上は、手形の支払呈示を受けて以降のことである。手形交換所における手形の授受に支払呈示たる効力がなく、原則に立ち帰って、支払場所である銀行の店舗において呈示の効力が生じるのであれば、手形の支払呈示があるのは、交換持帰手形が物理的に当該手形の支払店舗に到達した時点であるということになる。したがって、私見によれば、当座預金の差押と交換決済にともなう当該預金の引落との優劣は、差押命令の受領と支払店舗における交換持帰手形の到着との時間の先後によって、容易に定まることになるわけである。

第二節 交換手形の滅失、毀損と銀行の責任

交換手形の支払呈示の効力が、手形交換所においてではなく、支払場所たる銀行の店舗において生じると構成した場合、問題となるのは、手形交換所から支払店舗に交換手形が持ち帰られる中途において、持帰銀行の故意、過失による手形の滅失、毀損が生じたときの銀行の責任であろう。

この場合、持帰銀行（支払銀行）は、持出銀行から有効な支払呈示をなすという委託を受けて手形交換所から手形を持ち帰り、支払場所たる自行の支払店舗においてこれらの支払呈示をなすものと構成されることになろう。持出銀行が取立依頼人に対して負っている有効な支払呈示をなすという義務の履行に関して、持出銀行と持帰銀行の間には、復委任関係が存在することになる。すなわち、手形の支払呈示に関して、持帰銀行たる支払銀行は、復受任者の地位に立つことになる。

従来の手形法の規定どおりに、手形交換所において支払呈示の効力が生じるのであれば、上の義務の履行に関して、このような構成を考える必要はない。持出銀行は、善良なる管理者の注意をもって、手形交換所において、手形を損傷なく支払銀行に引き渡せば、この義務を履行したことになるからである。し

たがって、かかる滅失、毀損について持出銀行の債務不履行責任が生じる余地はない。それゆえ、取立依頼人は、交換所で授受の終了した手形の滅失、毀損によって、当該手形にかかる手形金の受領が困難になった場合、一般的には、持帰銀行に対して、不法行為責任を追及することになろう。

これに対して、私見のように、手形交換所ではなく、本来の支払場所において呈示の効力が生じるのであれば、上の段階でもなお、取立依頼人に対する持出銀行の債務不履行責任が生じうるであろう。したがって、かかる滅失、毀損について、取立依頼人は、持出銀行に対して債務不履行に基づく損害賠償を請求しうる余地がある。一方、持出銀行は取立依頼人の名において復委任をなすものではないので、復受任者たる支払銀行は、取立依頼人に対して直接の法律関係に立つものではないことになる。しかし、交換手続にあっては、復受任者の地位につくのは、常に支払銀行であって、それは取立委任の当初から選択の余地のないものである。交換手続を利用する以上、取立依頼人は、かかる復委任を認めざるをえないのであるから、交換手続を利用するという前提でなした取立委任契約の効果として、これに復代理と同様の関係を類推し、民法107条2項の類推により、取立依頼人は、直接に支払銀行の債務不履行責任をも問うると解する。

結局、手形交換所から持帰銀行の支払店舗に至る途上で、持帰銀行の故意、過失による手形の滅失、毀損が生じた場合、手形記載の支払場所において呈示の効力が生じるのであれば、これによって取立代り金の受領が困難となった取立依頼人は、持出銀行、持帰銀行のいずれをも、債務不履行に基づく損害賠償請求の訴えの相手方となしうるわけである。